平成２２年（フ）第２５７号
大阪市東淀川区下新庄４丁目１番11号　シャトレ下新庄301号
債務者　戸阪　光孝
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８７７号
大阪府吹田市桃山台１丁目１番Ｃ１―712号
債務者　中居　　勉
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９８３号
大阪府豊中市服部寿町２丁目13番21号
債務者　宮本　裕章
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０６８号
大阪市平野区長吉出戸８丁目３番３―1302号
債務者　谷口　伸一
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１５５号
大阪市此花区伝法１丁目１番１―735号
債務者　稲田　一義
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２８０８号
愛知県小牧市大字間々字牛山355番地
破産者　日本厨房株式会社
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７７３号
名古屋市中川区高畑５丁目32番地
破産者　株式会社井井商事
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３０号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字荒子６番地
破産者　西日本輸送株式会社
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第４５４号
静岡県駿東郡小山町須走300番地の110
破産者　亡土屋順之相続財産
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６５３号
兵庫県神戸市東灘区向洋町中６丁目９番地
破産者　合資会社落合商事
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第５８号
島根県江津市松川町長良109番地１、住民票上の住所島根県江津市嘉久志町イ899番地58
破産者　坂根美千子
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２０年（フ）第２０７６号
福岡市博多区諸岡３丁目31番34号、破産手続開始決定時の住所福岡県春日市昇町５丁目78番地
破産者　佐藤　孝司
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３８号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門2102番地３
破産者　スギテック工業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０５号
山梨県南アルプス市野牛島2334番地の24
破産者　有限会社おがわ
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
静岡県沼津市根古屋580番地の２
破産者　有限会社三高化成工業
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２０号
静岡県沼津市中瀬町３番33号
破産者　有限会社ペットショップバンビ
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５９１号
愛知県稲沢市国府宮２丁目５番５号ミツイ開発ビル３階
破産者　有限会社ＷＩＴＨ　ＮＥＴ
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６号
福島県二本松市安達ヶ原６丁目13番地２
破産者　有限会社神野商運
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
長野県岡谷市長地御所２丁目15番１号
破産者　有限会社マカベテクノ
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２０年（フ）第９２号
岐阜県下呂市萩原町上呂3382番地
破産者　株式会社小林工務店
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係